

奈良県広域水道企業団権原事務所が発注する建設工事等の入札・契約に関するお知らせ

平素より、本市上下水道事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和7年4月1日の奈良県広域水道企業団の事業開始に伴う入札・契約制度の変更点については、昨年12月よりご案内しているところですが、新たに公表可能となった事項についても、下記のとおりお知らせします。

記

1. 企業団の水道工事に関する入札・契約制度概要について

- 企業団の入札・契約制度については、経過措置期間（～令和10年度）を設け、最終的に令和11年度を目途に統一されます。
 - 経過措置期間中は、権原を含めた各市町村事務所における工事発注について、各市町村の入札参加資格者名簿の情報や発注基準、電子入札システム等を継続して使用します。
- ※詳しくは、裏面①および権原市ホームページ（「令和7年4月以降の入札・契約制度について」ページID:17609）をご覧ください。

2. 企業団権原事務所の水道工事の入札参加資格要件（評定点）について

- 必要な建設業許可および経営事項審査：

【令和11年度～】「水道施設工事」

※経営事項審査の評定点については、制度の移行に伴う企業団としての緩和措置を実施予定。

【～令和10年度】「土木一式工事及び管工事の建設業許可」及び「土木一式工事の経営事項審査」

※現在と同じ。ただし、裏面②に記載の制度の移行に伴う権原事務所としての緩和措置を実施。

3. 企業団権原事務所の建設工事等の入札参加資格要件（評定点）について

- 経過措置期間中に企業団権原事務所で発注する土木工事、舗装工事、修繕業務（役務）等についても、市の発注基準等を継続して使用します。

4. 企業団の入札・契約に関するその他のお知らせ

- 企業団権原事務所の入札公告、入札参加資格申請、各種様式等は、企業団ホームページ（URL: <https://www.union.nara-water.lg.jp/>）に掲載予定です。
- 企業団の入札・契約制度に関する規程等についても企業団ホームページに掲載予定です。

5. 令和7年4月以降の問合せ先について

業務課（入札契約担当）メールアドレス:kashihara-gyomu@union.nara-water.lg.jp

工務課（工事発注担当）メールアドレス:kashihara-komu@union.nara-water.lg.jp

電話:0744-27-4411 ／ FAX:0744-47-0203

①企業団における入札・契約制度の段階的な統一についての概要表

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度～
参 加 資 格	入札参加資格要件					企業団の統一制度・取扱 (企業団統一の入札参加資格者名簿利用)
	業者名簿・指名願い					企業団の統一制度・取扱 (企業団の発注基準適用)
実 施 方 法	一般競争入札等 発注要件等の設定					企業団の発注基準を満たすよう準備

②制度の移行に伴う令和10年度までの樞原事務所としての緩和措置

入札参加資格要件に関する土木一式工事の総評定点を入札参加時点、または令和6年度時点で選択できるようにします。

※ただし、令和6年度時点を選択する場合、水道施設工事の経営事項審査の受審が条件となります。

※令和6年度時点の評定点が不明な場合は、業務課(入札契約担当)へお問合せください。

【企業団樞原事務所が発注する水道工事に関する入札参加資格要件】

単体による 入札 参加 資格 要件	設計金額 I円以上2,000,000円 未満	2,000,000円以上 5,000,000円未満	5,000,000円以上 10,000,000円未満	10,000,000円以上 20,000,000円未満	20,000,000円以上 100,000,000円未満	100,000,000円以上
	地域条件 市内業者	市内業者	市内業者	市内業者	市内業者	市内業者
	総評定点 土木一式 700点未満または 水道施設工事の経 営規模等評価審査 の受審かつ令和6 年度時点の土木一 式工事700点未満	土木一式 600点以上または 水道施設工事の経 営規模等評価審査 の受審かつ令和6 年度時点の土木一 式工事600点以上	土木一式 650点以上または 水道施設工事の経 営規模等評価審査 の受審かつ令和6 年度時点の土木一 式工事650点以上	土木一式 700点以上または 水道施設工事の経 営規模等評価審査 の受審かつ令和6 年度時点の土木一 式工事700点以上	土木一式 700点以上または 水道施設工事の経 営規模等評価審査 の受審かつ令和6 年度時点の土木一 式工事700点以上	土木一式 700点以上または 水道施設工事の経 営規模等評価審査 の受審かつ令和6 年度時点の土木一 式工事700点以上
	建設業 許可 土木工事業又は管工事業に 係る資格を有する主任技術者	特定又は一般建設業の土木 一式工事及び管工事許可	特定又は一般建設業の土木 一式工事及び管工事許可	特定又は一般建設業の土木 一式工事及び管工事許可	特定又は一般建設業の土木 一式工事及び管工事許可	特定建設業の土木一式工事 及び特定又は一般建設業の 管工事許可
	配置 技術者 会社施工 実績	過去10年以内に契約金額 130万円以上の水道工事元 請実績1件以上	過去10年以内に契約金額 130万円以上の水道工事元 請実績1件以上	過去10年以内に契約金額 300万円以上の水道工事元 請実績1件以上	過去10年以内に契約金額 700万円以上の水道工事元 請実績1件以上	過去10年以内に契約金額 700万円以上の水道工事元 2,000万円以上の水道工事 元請実績1件以上
		注1)樞原市給水装置指定工事店として指定後1年以上経過し、かつ会社に給水装置工事配管技能者の資格者を有することを要する。				
		注2)水道工事元請実績とは、樞原市内での施工実績に限る。なお、樞原市給水装置工事施行許可を受けた工事の実績を含む。				